様式第１９号（第２３条関係）

年　　月　　日

長崎県商工会連合会　会長　様

住　　所

名　　称

代表者名

　　年度長崎県農商工連携ファンド事業に係る収益状況報告書

　　年　　月　　日付け　　長商工連　第　　　号で交付決定（額の確定）の通知があった標記の助成事業に関し、　　年度の収益状況について、長崎県農商工連携ファンド事業助成金交付要領第２３条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１．事業名

２．助成事業の実施結果の事業化等の有無

1. 助成事業の実施結果の事業化　　　　　　　　　有　　　　無
2. 産業財産権等の譲渡又は実施権の設定　　　　　有　　　　無
3. 助成事業の実施結果の他への供与　　　　　　　有　　　　無

※以下、事業化等が有の場合記入すること。

　　　　①助成金確定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　②助成事業に係る本年度収益額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　③控除額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　④本年度までの助成事業に係る支出額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　⑤基準納付額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　⑥前年度までの助成事業に係る連合会への累積納付額　　　　　　　　　　円

　　　　⑦本年度納付額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（記載注意事項）

(1)「助成事業に係る本年度収益額」とは、助成事業実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該助成事業の実施結果の他への供与による全体収益をいう。

(2)「控除額」とは、助成事業に係る経費のうち、助成事業者が自己負担によって支出した額をいう。

(3)「本年度までの助成事業に係る支出額」とは、本年度までに助成事業に係る費用として支出された全ての経費をいう。（助成金及び自己負担金）

(4)「基準納付額」とは、助成事業に係る本年度収益額から「控除額」を差し引いた額に、「助成金確定額」を乗じ「本年度までの助成事業に係る支出額」で除した額をいう。

(5)「前年度までの助成事業に係る連合会への累積納付額」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。

(6)「本年度納付額」とは、基準納付額と累積納付額の合計額が助成金確定額を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、基準納付額と累積納付額の合計額を超えた場合には、助成金確定額から累積納付額を差し引いた残額が本年度納付額となる。